



# 監 査 報 告 書

2019年5月17日

理 事 会 御中  
評 議 員 会 御中

学校法人 コミュニケーションアート

監 事 立田 相 介   
監 事 朝 岡 純 子 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人コミュニケーションアート寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人コミュニケーションアートの2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

## (1) 監査の概要

監査は、一般に公正妥当と認められる監査の基準及び監査業務要領に準拠して実施しました。

## (2) 監査意見

監査の結果、学校法人コミュニケーションアートの業務は適正に決定、執行されており、学校法人の決算書類等は正確妥当であり、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上